

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

[nakusukai.01@saitama-k.com](mailto:nakusukai.01@saitama-k.com)

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



## 第17回通常総会終了のご報告

6月23日（火）10時より、埼玉会館3C会議室にて第17回通常総会を開催しました。今年度の総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から規模を大幅に縮小、理事・監事・議事運営に関わる事務局のみの参加とし、団体・個人正会員の皆様には書面または委任での議決参加にご協力いただきました。

総会は事務局の司会で開会し、議長に個人正会員の満尾直樹さんを選任後、議事録署名人に個人正会員の古久根章典さん、加藤一彦さんを選任、書記に事務局の田中を任命しました。

※表決権総数 124 個中、実出席 14 個、委任 4 個、書面 93 個 計 111 個（採決時）



主催者挨拶  
池本理事長

会を代表し池本誠司理事長から「なくす会がこれまで行ってきた、集まって議論することでエネルギーを蓄えて活動するということが難しくなっていますが、一方で新型コロナウイルスに関連する新卒の消費者被害が増えています。昨年の1年間で3,100件だった、いわゆる送り付け商法に関する相談は、4月1日から6月22日までで3,340件と、すでに昨年の1年間分を超えています。マスクの送り付けが多いようです。しっかりと情報を伝えるなど、民間の創意工夫が求められています。また、今年度行なった被害回復訴訟は、早いスピードで進んでいくと思われます。活動委員会も新しい形を見つけて活動していただきたいと思います。」との挨拶がありました。

**来賓挨拶（メッセージ）** 埼玉県県民生活部消費生活課 課長の関口修宏様から「昨年度県内の消費生活相談窓口寄せられた相談は約5万4千件で、特に高齢者からの相談が増加、相談全体の4割近くを占めています。悪質事業者は絶対に許さないという姿勢で、昨年度も4事業者に対し15件の処分を行ないました。被害の未然防止のためには市町村における見守り体制が不可欠です。消費者被害防止サポーターと消費者安全確保地域協議会の連携を図り、消費者被害の防止を図ってまいりたいと考えています。」とのメッセージを頂戴しました。

**議案審議** 議長より表決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、吉川尚彦専務理事より第1号議案「2019年度事業報告、活動決算」、第2号議案「役員選任」の提案、関口多恵子監事から監査報告を行いました。事前に受けた質問への回答の後、各議案について採決を行ない、第1号議案、第2号議案は賛成多数で承認されました。



### 2019年度事業報告（一部概要）：

- (株)ディー・エヌ・エーとの差止請求訴訟では当会の主張が概ね認められる判決が出され、新たに(株)ROOKIESに対し差止請求訴訟を提起しました。「差止請求書」を2事業者、「申入れ」を8事業者、「問合せ」を21事業者に送付、さらに給与ファクタリング事業者に関する、当会として初となる共通義務確認訴訟の審議を開始しました。

- 一般消費者からなる活動委員会では 5 事業者に広告表示改善要望書を送付、3 事業者の広告表示が改善するなど活発に活動しました。
- 消費者力アップ学習会を 2 回実施し、いずれも定員を超える申し込みがありました。
- 埼玉県からの受託事業として今年度も「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進事業」に取り組みました。

#### 活動決算：

- 消費者庁「消費者被害の実態調査業務（北関東・信越地方）」4,991,976 円、埼玉県 24,048,004 円の受託事業収益の他、受取会費 2,223,000 円、寄付金、助成金などを含め、経常収益は計 33,515,680 円でした。
- 経常費用は計 29,432,307 円で、税引き前当期正味財産増減額は 4,083,373 円、未払法人税等は 271,300 円、次期繰越正味財産額は 21,058,416 円でした。

役員選任：理事、監事全員が承認され、第 1 回理事会にて池本理事長他役職を互選しました。

## 給与ファクタリング事業者に共通義務確認訴訟を提起

2020 年 6 月 8 日午前、「株式会社 ZERUTA」（本社：東京都新宿区 以下、当該事業者という）に対する共通義務確認請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。当会としては初めて、全国では 4 件目の共通義務確認訴訟※1）となります。

事件番号：令和 2 年（ワ）1 2 5 4 号 系属部は第 6 民事部



### [※訴状及び消費者の皆さまへの Q&A はホームページからダウンロードできます](#)

当該事業者は、消費者に対して、インターネット上のアフィリエイト広告や自社のホームページで「七福神」という屋号で、「給料ファクタリング」※2）業務を営んでいます。

#### 1. 請求の概要 ※1）なくす会が提起した共通義務確認訴訟とは

集団的消費者被害を回復するために特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。  
 (株)ZERUTA の給与ファクタリングを利用して支払をした人が(株)ZERUTA に対して支払相当額について、民法 709 号の不法行為を根拠に(株)ZERUTA が支払義務を負うことを確認する訴訟です。

消費者庁の消費者団体訴訟制度の Web ページはこちら

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/collective\\_litigation\\_system/about\\_system](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system)

#### ※2）給与ファクタリングとは

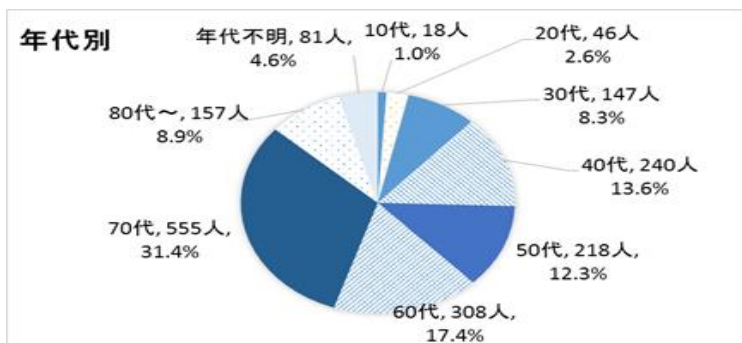
事業者が給料の一部を債権として買い取り、給料日前に現金を貸し付け、差額を手数料として受け取る仕組み。「最短 5 分で融資」などの SNS やインターネット掲示板などを見て給与の前借り感覚で利用するケースが目立つ。

金銭の貸し借りではないため利息制限はないが、「申し込むとすぐに 4 万円が口座に振り込まれたが、1 週間後の返済は 5 万円」など、金利換算では法外な手数料がかかるケースも多いことから、被害相談が相次いでいる。

比較的少額の貸付で、すぐに融資可能という広告に惹かれて契約したものの、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあってという間に膨れ上がって困窮するケースが多い。

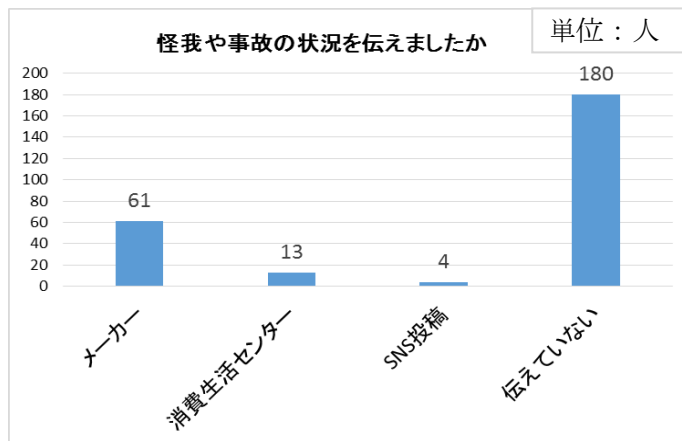
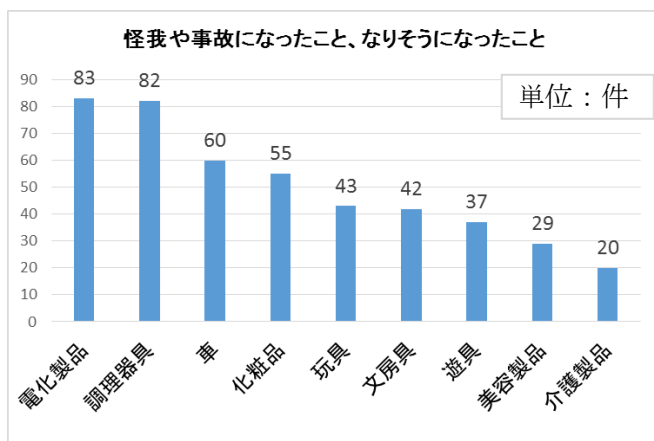
# アンケート《身の回りの製品事故》《キャッシュレス決済》結果

- ◆実施期間：2019年10月～12月
- ◆配布対象：会員団体主催・参加イベントなど
- ◆有効回答：1,770枚（98.4%） 回収：1,798枚



《調査結果より一部抜粋》

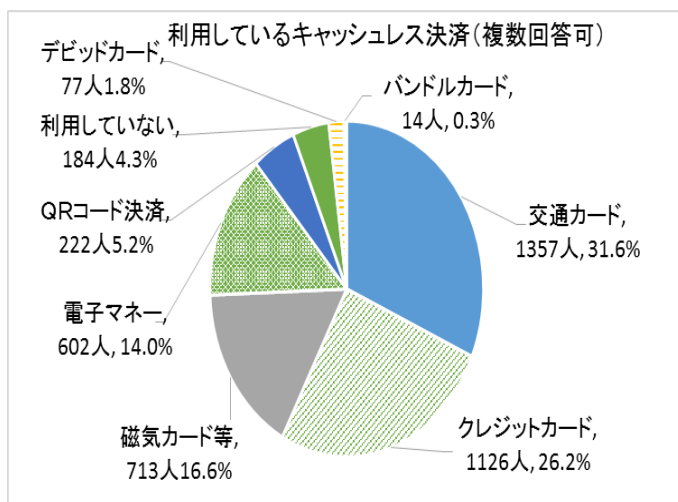
【Q】商品を取扱い説明書通りの使用方法で使っていて、怪我や事故になったこと・なりそうになったことはありますか。また、その怪我や事故の状況を伝えましたか（複数回答あり）。



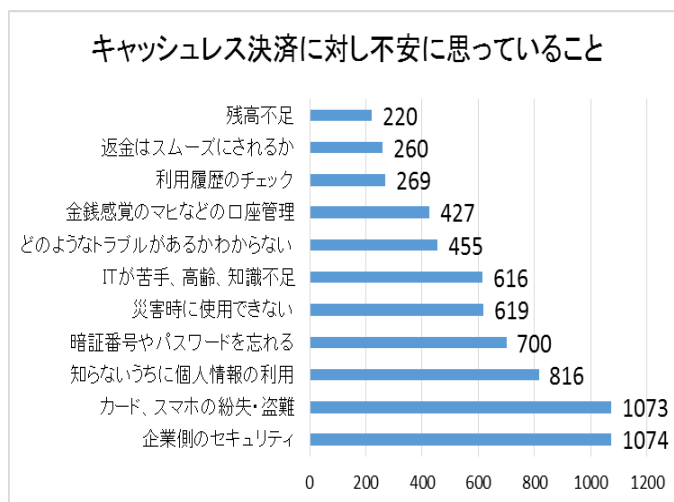
具体的な記述：

化粧品でかぶれた（複数）／ドライヤーから発火した（複数）／傘を開く時に怪我をした（複数）／おもちゃのピストルに弾をセット中突然飛び出した／鍋の持ち手が取れて火傷しそうになった／温度センサーが効かずにスイッチが切れなかった／ベビーサークルで1歳の子どもが足を挟んでしまった／公園の滑り台のスロープのペンキがはがれており子ども手のひらに刺さった／冷凍のお好み焼きをレンジで温め取り出した時に容器から落ちて火傷しそうになった／ヘアアイロンで火傷した／カセットコンロのスイッチを入れたとたん火が出た（器具の不備により）／サプリメントで皮膚が火傷のように黒くなった

【Q】利用しているキャッシュレス決済は何ですか（複数回答可）



【Q】キャッシュレス決済について不安に思っていることは何ですか（複数回答可）



新型コロナウイルスの影響により中止した学習会を、再度企画いたしました。  
3密対策のため、席に余裕を持って開催いたします。ご了承ください。

## 高齢者施設の選び方

(有料老人ホーム・老人保健施設・サービス付高齢者向け住宅・ケアハウス等)

～お金、契約、入居後のトラブル防止のために～



そもそも施設の種類とサービスの違いは何？  
施設選びの時や、契約の時に注意することは？  
高齢者施設のトラブルって、どんなトラブルがあるの？  
いざという時に困らないために、早めに「施設」の情報を得ましょう！

日時：2020年9月19日(土) 10時～12時

会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

JR浦和駅 東口浦和パルコ上 コムナーレ9階

講師：太田 差恵子さん(介護・暮らしジャーナリスト)

定員：45名(定員を超えた場合は抽選)

申込み切：9月7日(月)16時

申込み、問合せ：なるべく電話以外の方法でお申し込みください

FAX 048-829-7444

ハガキ 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

メール [nakusukai.05@saitama-k.com](mailto:nakusukai.05@saitama-k.com)

(電話 048-844-8972)

### ●記載必須事項

①9/19学習会参加希望 ②お名前・フリガナ ③住所 ④連絡先(なるべく携帯電話)

●抽選の有無にかかわらず、参加いただける方にのみハガキをお送りします。

### 必ずお申込みください

- 記載必須事項をご確認ください。
- 留守電になっている場合があります。お手数ですが、おかけ直してください。
- 当選後、止むを得ず欠席する場合は、必ず連絡してください。



(株)ディー・エヌ・エー控訴審  
第1回期日が決まりました。  
傍聴希望の方はご連絡ください  
(7/3・木・10時30分)  
東京高等裁判所822法廷

年会費につきまして、早めの納入にご協力をお願いいたします。

年会費：個人正会員3,000円 個人賛助会員1,000円

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店

普通 No.5098908

特非) 埼玉消費者被害をなくす会



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！



◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel188(いやや！)(お住まいの市町村相談窓口につながります)